

平成30年6月6日

保護者のみなさんへ

京都市立旭丘中学校
校長 弓場 宏純

「地震」等に対する非常措置についてのお知らせ 保存版

本市においては、京都市（「京都府南部」と報道されます）に震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置をとることが定められておりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

（1）震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、電話連絡・学校ホームページ・PTAメール配信により、授業等を実施する旨を連絡します。

（2）臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合

生徒は下校の安全が確認できるまで学校に待機し、近隣の被災状況・帰宅に要する時間・通学路の状況など、安全を十分に考慮した上で帰宅の措置をとります。

なお、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校待機といたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。